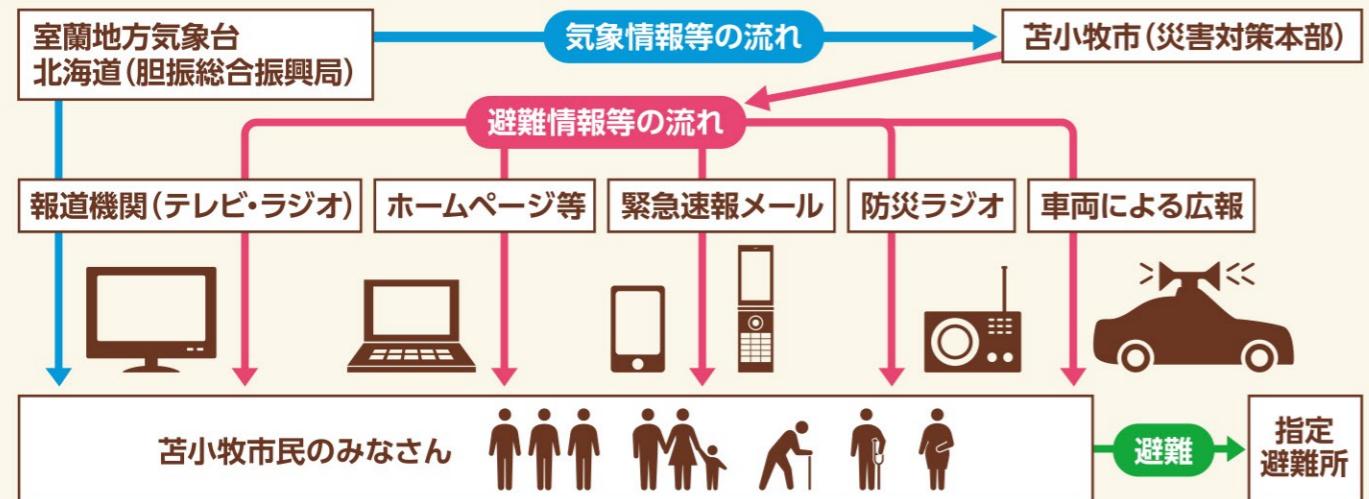


気象情報・避難情報の伝達経路

気象情報・土砂災害警戒情報及び避難情報は、各機関から以下のような経路で伝達されます。
市民のみなさんは、テレビ・ラジオ・緊急速報メール・防災ラジオから情報収集して災害に備えてください。



防災気象情報と避難行動

大雨などの場合、気象台から防災気象情報が発表されます。市は、天候がさらに悪化し、土砂災害警戒情報が発表された場合、北海道士砂災害警戒情報システムの情報をもとに災害の危険性が高まった区域に避難勧告を発令します。市民のみなさんは、次の内容を参考に行動してください。

気象台が発表する気象情報	市の対応	住民の行動
大雨注意報 警報になる可能性があればその旨も予告	●気象情報・雨量の情報収集 ●警戒すべき区域の巡回	●気象情報に気をつける ●危険箇所に近づかない ●異常な状況があれば市役所に連絡する
大雨警報(土砂災害) 土砂災害の発生が予想される場合	避難準備・高齢者等避難開始 ※土砂災害の危険性が高まった区域に発令	●避難行動に時間要する者が避難を開始する ●危険と感じれば自主避難する
土砂災害警戒情報 土砂災害の危険性が高まった場合に発表	避難勧告 ※土砂災害の危険性が高まった区域に発令	●指定避難所へ直ちに避難
記録的短時間大雨情報 数年に一度の記録的な雨が観測されたり、レーダーなどで解析された場合に発表	避難指示【緊急】 ※土砂災害の危険性が高まった区域に発令	●指定避難所へ直ちに避難

避難勧告などの発令があったら、直ちに避難しましょう

大雨や道路冠水などで指定避難所へ避難することが困難な場合は、周囲の堅固な建物または自宅の2階(山の斜面と反対側)に避難するなど、生命を守る最低限の行動をしてください。

また、避難行動は、自助・共助(近所)が大切です。周囲に声を掛け合い協力して避難しましょう。

苫小牧市 見山町版

土砂
災
害

ハザードマップ

自然災害と向き合うために

土砂災害防止法

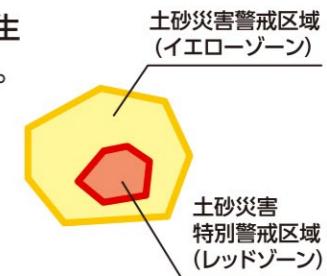
土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るために、土砂災害のおそれのある区域を指定し、警戒避難体制の整備(情報収集及び伝達、避難体制など)、ハザードマップによる危険の周知、新規住宅等の立地抑制などのソフト対策を推進するもので、北海道によって土砂災害警戒区域の指定が進められます。

「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」とは

裏面の地図の、黄色で囲まれた **土砂災害警戒区域** は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

さらに、赤色で囲まれた **土砂災害特別警戒区域** は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域」です。

! 土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となる可能性があります。注意しましょう。



土砂災害の種類

一般的に土砂災害は、降雨や融雪で地中の水分が増して地盤が緩み、さらに長雨や強雨が続いたときに発生するとされています。土砂災害の要因となる降雨について、日頃から注意しましょう。

土石流

山や川の石や土砂が、大雨などにより、水と一緒に激しく流れ下る現象。



がけ崩れ

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象。



地すべり

雨や雪どけ水が地下に染み込み、断続的に斜面が滑り出す現象。



苫小牧市役所

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
TEL 0144-32-6111 (代表)
<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>

見山町 土砂災害警戒区域図



対象地区位置図



土砂災害警戒区域について

この土砂災害警戒区域図は、北海道の基礎調査をもとに作成しているもので、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定がされた箇所です。

避難・ハザードマップに関するお問い合わせ

苦小牧市市民生活部危機管理室

TEL 0144-32-6280
FAX 0144-33-0474

凡例

土砂災害警戒区域
(イエローゾーン)



土砂災害特別警戒区域
(レッドゾーン)

